

福島第一原子力発電所の状況

平成 24 年 7 月 23 日
東京電力株式会社

< 1. 原子炉および原子炉格納容器の状況 > (7/23 11:00 時点)

号機	注水状況		原子炉压力容器 下部温度	原子炉格納容器 圧力*	原子炉格納容器 水素濃度
1号機	淡水 注入中	炉心スプレイ系: 約 2.0 m ³ /h	36.4	106.5 kPa abs	A系: 0.04 vol % B系: 0.02 vol %
		給水系: 約 3.7 m ³ /h			
2号機	淡水 注入中	炉心スプレイ系: 約 5.7 m ³ /h	46.7	5.07 kPa g	A系: 0.09 vol % B系: 0.10 vol %
		給水系: 約 3.0 m ³ /h			
3号機	淡水 注入中	炉心スプレイ系: 約 5.2 m ³ /h	47.6	0.24 kPa g	A系: 0.24 vol % B系: 0.23 vol %
		給水系: 約 3.4 m ³ /h			

* 絶対圧(kPa abs) = ゲージ圧(kPa g) + 大気圧(標準大気圧 101.3 kPa)

※計器校正作業に伴いデータ欠測のため、至近のデータ(7/23 5:00 時点)を記載。

< 2. 使用済燃料プールの状況 > (7/23 11:00 時点)

号機	冷却方法	冷却状況	使用済燃料プール水温度
1号機	循環冷却システム	運転中	25.0
2号機	循環冷却システム	運転中	25.7
3号機	循環冷却システム	運転中	24.4
4号機	循環冷却システム	運転中	31

* 各号機使用済燃料プールおよび原子炉ウェルヘビドラジンの注入を適宜実施。

【4号機】・7/18～7/19 使用済燃料プール内に保管中の新燃料(未照射燃料集合体)2体を取り出し輸送容器に収納。
7/19 16:47 に共用プール建屋への輸送が完了。今後、取り出した燃料体について腐食状況等の調査を実施。

< 3. タービン建屋地下等のたまり水の移送状況 >

号機	排出元 →	移送先	移送状況
2号機	2号機 タービン建屋	集中廃棄物処理施設 [雑固体廃棄物減容 処理建屋 (高温焼却炉建屋)]	7/19 8:32 ~ 移送実施中
3号機	3号機 タービン建屋	集中廃棄物処理施設 [雑固体廃棄物減容 処理建屋 (高温焼却炉建屋)]	7/18 10:24 ~ 7/21 16:49 移送実施
			7/23 14:52 ~ 移送実施中

< 4. 水処理設備および貯蔵設備の状況 > (7/23 7:00 時点)

設備	セシウム 吸着装置	第二セシウム 吸着装置 (サリー)	除染装置	淡水化装置 (逆浸透膜)	淡水化装置 (蒸発濃縮)
運転状況	停止中	運転中*	停止中	水バランスをみて 断続運転	水バランスをみて 断続運転

* フィルタの洗浄を適宜実施。

- ・H23/6/8～ 汚染水・処理水を貯蔵・保管するための大型タンクを順次輸送、据付。
- ・H24/6/21 12:05 H1スキッド内のバルブ交換工事を行うために、セシウム吸着装置を停止。停止期間は約1ヶ月の予定。なお、バルブ交換工事期間中は第二セシウム吸着装置による処理を継続予定であり、滞留水処理、原子炉注水については問題ない。

<5. その他>

- H23/10/7～ 伐採木の自然発火防止や粉塵飛散防止のため、5、6号機滞留水の浄化水を利用し、散水を適宜実施中。
- H24/2/23～ 6号機サブドレン水について、一時保管タンクを経由した、仮設タンクへの汲み上げ試験を実施中。
- H24/3/6～ 5号機サブドレン水について、一時保管タンクを経由した、仮設タンクへの汲み上げ試験を実施中。
- H24/4/25～ 地下水による海洋汚染拡大防止を目的として、遮水壁の本格施工に着手。
- H24/7/20 18:20 頃 予備の窒素供給装置(高台窒素ガス分離装置)用のディーゼル発電機周辺から燃料油(軽油)が漏えいしていることをパトロール中の当社社員が発見。
 - 19:14 原子炉施設保安規定*¹においては、予備の窒素供給装置(ディーゼル発電機を含む)が動作可能であることを定めていることから、原子炉施設保安規定で定める「運転上の制限」*²を満足していないと判断。
 - 19:36 漏えい箇所専用ゴムテーピングで処置を実施し、漏えいが停止したことを確認。
 - 21:00 消防による立ち会いのもと、漏えいが停止していることを確認。
- 7/21 1:48 当該発電機とは別の予備のディーゼル発電機を当該の窒素供給装置に配線接続し、窒素供給装置を起動して運転確認を行い、問題のないことを確認。
 - 2:29 運転上の制限を満足する状態に復帰したと判断。

*1 原子炉施設保安規定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第1項の規定に基づき、原子炉設置者による原子力発電所の安全運転及び安定状態の維持にあたって遵守すべき基本的事項(運転管理・燃料管理・放射線管理・緊急時の処置・「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理など)を定めたもので、国の認可をうけている。

*2 運転上の制限

原子炉施設保安規定では、原子炉の運転に関する多重の安全機能の確保及び原子力発電所の安定状態の維持のために必要な動作可能機器等の台数や遵守すべき温度・圧力などの制限が定められており、これを運転上の制限という。保安規定に定められている機器等に不具合が生じ、一時的に運転上の制限を満足しない状態が発生した場合は、要求される措置に基づき対応することになっている。

- H24/7/21 11:41 3号機原子炉建屋南側において、同号機カバーリング工事に従事していた協力企業作業員が、パイプ材を運搬中に転倒して負傷したため、5・6号機救急医療室へ搬送。
 - 13:20 診察の結果、右腕肘関節開放骨折の疑いがあるため、急患車にてJヴィレッジへ搬送した後、救急車にて総合磐城共立病院へ搬送。なお、身体に放射性物質の付着はなし。負傷した協力企業作業員については、総合磐城共立病院にて、右肘関節脱臼、右肘関節部挫創により約3ヶ月の治療を要する見込みと診断。

以上